

八街市子ども・子育て会議について

平成25年12月20日
八街市市民部児童家庭課

1. 会議の趣旨・目的

○子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映することをはじめ、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、本市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施すること。

○新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直し（事業計画のPDCAサイクル）を行っていくこと。

【子ども・子育て支援法第77条の規定による所掌事務】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2. 設置根拠

○八街市子ども・子育て会議設置条例(平成25年9月27日施行)

○子ども・子育て支援法(平成24年8月22日公布)

【抜粋】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3. 委員構成

○設置の趣旨を踏まえ、子育て当事者、子育て支援当事者を中心とした構成とする。

(現委員数15人／定員15人)

①学識経験を有する者	2人
②関係団体に属する者	3人
③子育て支援に関する事業に従事する者	5人
④子どもの保護者	3人
⑤市 民	2人

4. 主な審議事項(新制度施行まで)

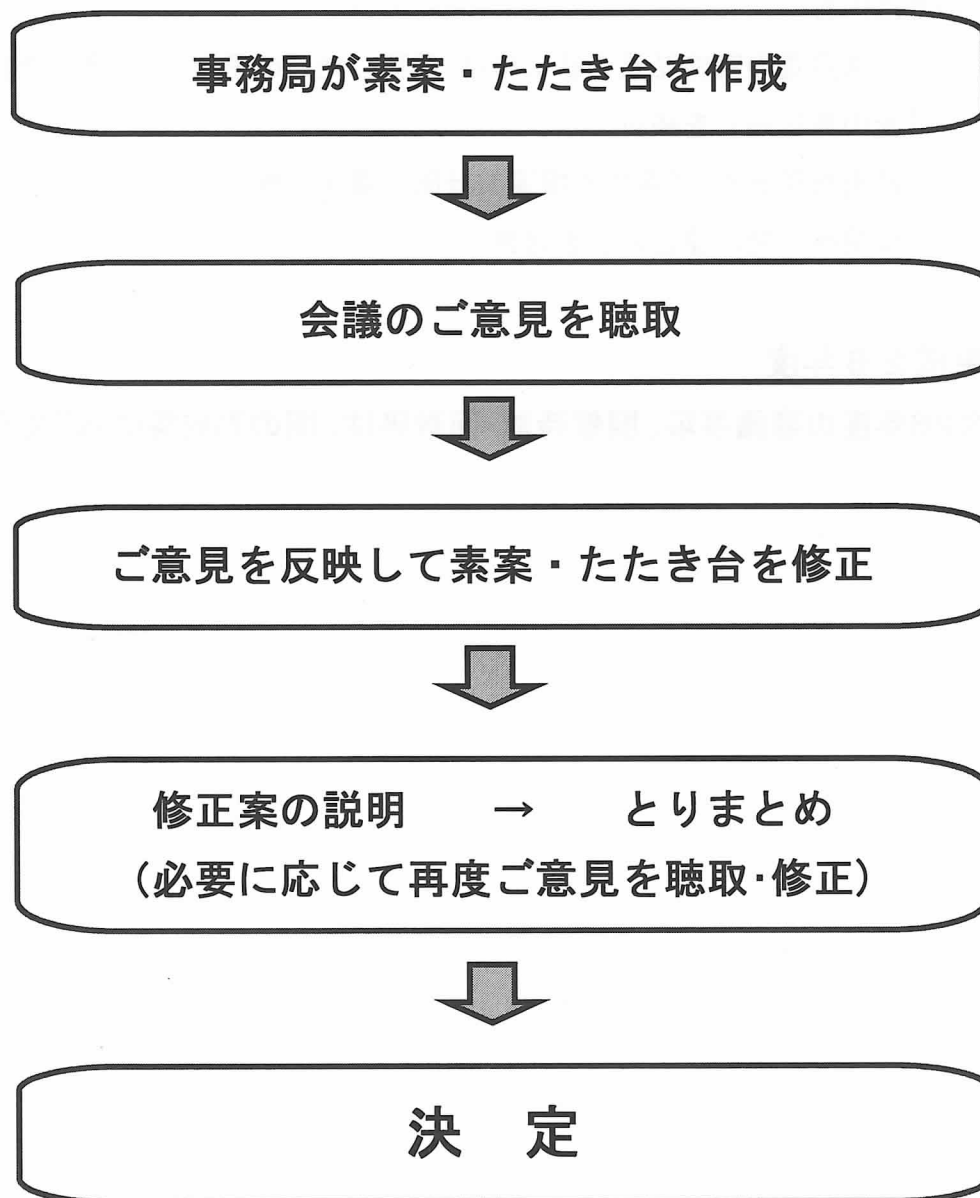
○現時点で想定される、新制度施行（27年4月）までの主な審議事項は次のとおり。

- 子ども・子育て支援事業計画
- 給付対象施設の利用定員
- その他、新制度の施行準備にあたり本市が決定すべき重要事項

○これらのほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等について、必要に応じて事務局から報告。

5. 審議の方法(新制度施行まで)

○審議事項については、事務局が素案・たたき台を提示して会議のご意見を聴き、その内容を反映。



※会議からの意見聴取に加え、必要に応じてパブリックコメントを実施。

6. 審議スケジュール(新制度施行まで)

○平成25年度

第1回 平成25年12月20日(金)

第2回 平成26年 3月14日(金)

○審議内容

ニーズ調査の実施結果を基に教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の
「量の見込み」を検討。

「八街市子ども・子育て支援事業計画」骨子の検討

千葉県へ「量の見込み」を報告

○平成26年度

※26年度の審議事項、開催時期・回数等は、国の動向等に応じて今後検討。

八街市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、八街市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 八街市子ども・子育て支援事業計画に関して審議すること。
- (3) 前2号に掲げる事務及び施策に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 市民

3 市長は、前項第5号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民部児童家庭課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。